ども未来局

総 務 部

(1) 保健及び福祉に係る危機管理(局の所管に 属するものに限る。)

局長 Tel 2659 (43000)

Tel 3732 (43100) 部長 危機管理担当課長

Tel 3732 (43100)

Tel 3733 (43101)

Tel 3174 (43111)

Tel 3775 (43132)

Tel 3175 (43121)

Tel 1213 (43115) 危機管理

課長 庶務係

経理係

担当課長

調査

庶 務 課

庶務係、経理係

- 局の人事、予算及び決算
- 局内の連絡調整及び事務改善
- (3)局事業の調査
- (4)局内他の課の主管に属しないこと

課 画 企

- (1)こども施策に係る企画、調整及び推進
- (2)私立学校等の助成
- 子ども・子育て支援事業計画 (3)
- 子ども・子育て会議 (4)
- (5)児童福祉審議会
- (6)局民間活用事業者選定評価委員会

Tel 2234 (43104) 課長 Tel 3028 (43165) 企画・調整 事業調整 Tel 1135 (43163) 計画推進 Tel 1134 (43162)

監査担当

監査 (1) 児童福祉法等に係る指導監査(他の所管に 属するものを除く。)

Tel 3793 (43141) Tel 1136 (43143)

- (2) 社会福祉法人(他の所管に属するものを除く。)の認可及び指導監査
- (3) 社会福祉連携推進法人(他の所管に属するものを除く。)の認定等

保育・子育て推進部

運営管理・子育て支援担当

(1) 市立保育所

(2)地域子育て支援

> [3類] 保 育 園

保育園 (17園)

東小田・藤崎

古川・河原町・夢見ヶ崎

中丸子・下小田中

蟹ケ谷・津田山・梶ヶ谷

菅生・中有馬

生田・菅

上麻生・高石・白山

- (1) 園の維持管理
- (2) 乳児及び幼児の保育

部長 Tel3521 (43500)

運営管理・子育て支援担当課長

Tel 2609 (43504)

Tel 3786 (43102)

管理 Tel 2660 (43531) 子育て支援 Tel 3414 (43602)

Tel 3556 (43607) 施設

> 保育園の電話番号は P117に掲載

運営支援 • 人材育成担当

- (1) 保育所等職員の研修
- (2) 保育士確保対策
- (3) 保育所入所児童等健康管理委員会
- (4) 保育・子育て総合支援センターとの連絡調整

運営支援・人材育成担当課長 Tm.2685(43502) 運営支援 Tm.2664(43541)

連宮文援 ILL 2005 保育士確保対策

Tel 3705 (43912)

各区保育総合支援担当

(1) 地域の保育所等に関する総合的支援

保育・子育て 総合支援センター

〔第2類〕

各区役所の電話番号は P125~P132に掲載

電話番号は、P117に掲載

川崎・中原・宮前・多摩

- (1) センターの維持管理
- (2) 子育てについての相談、情報の提供及び助言
- (3) 関係機関との連携及び連絡調整
- (4) 保育所職員等に係る講習会、研修会等の実施
- (5) 乳児及び幼児の一時預かり事業
- (6) 乳児及び幼児の保育

保育・幼児教育部

保育対策課

- (1) 保育・幼児教育に係る施策の企画及び調整
- (2) 待機児童対策の推進
- (3) 保育所等の利用調整
- (4) 保育所等の利用者負担額
- (5) 保育所等の整備(市立保育所の再整備を除 く。)
- (6) 保育所等の認可(新規整備に限る。)
- (7) 保育所等整備事業者選定委員会

保育第1課

保育第2課

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行 (私立保育所に係るものに限る。)

部長

Tel 3536 (43600)

課長 15.3630(43901)

企画・事業調整

Tel 3632 (43911)

待機児童対策・利用調整

Tel 3727 (43524)

保育料·債権管理

Tel 3424 (43521)

民間活用推進

Tel 3473 (43605)

課長 <u>1m.2686(43501)</u> 指導調整担当課長

TE.0121 (43505) 企画・指導 TE.3709 (43515)

給付・指導第1 元3710(43516) 給付・指導第2 元2662(43511)

給付・指導第3 Tm1137(43525) 給付・指導第4 Tm1992(43517)

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行

- (家庭的保育事業等に係るものに限る。)
- (2) 保育所等の認可(保育対策課の所管に属するものを除く。)
- (3) 認可外保育施設

幼児教育担当

担当課長 Tm3794(43103) 幼児教育 Tm3179(43151)

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・ 子育て支援法 (幼稚園及び認定こども園に係るものに限る。) の施行

(2) 幼児教育の支援

青少年支援室

- 青少年対策の推進 (1)
- (2) 青少年の健全育成
- (3)青少年団体の育成
- 青少年問題協議会 (4)
- (5)子どもの権利に係る施策の総合調整
- こども文化センター (6)
- (7)ふれあい館
- 青少年の家 (8)
- (9) 少年自然の家
- (10) 黒川青少年野外活動センター
- (11) 子ども夢パーク

室長 151.0824(43300)	-
青少年企画 • 事業調整	
担当課長	1
	-
Tel 2667 (43301)	1
青少年企画 Tm2668(43311)	1
事業調整 Tm 1425 (43312)	i
青少年育成・子どもの権利	i
担当課長	
Tel 2689 (43304)	
子どもの権利	
Tel 2344 (43341)	ı
健全育成 型2669(43321)	i
施設指導 · 調整担当課長	ı
Tel 2670 (43302)	ı
施設指導・調整	
Tel 3084 (43332)	
施設指導・企画	ı
Tel 3083 (43331)	ı
施設整備・企画	
TE 1988 (43333)	ı
EL 1900 (45555)	!

児童家庭支援·虐待対策室

- (1) 児童及び家庭についての相談及び 支援に係る調査、企画及び調整並びに情報の 収集及び発信、関係機関との連携等の推進
- 児童虐待の防止等に関する法律の施行(他の 所管に属するものを除く。)
- (3) 児童虐待の防止に係る調査、企画及び調整並 びに情報の収集及び発信、関係機関との連携等 の推進
- (4) 家庭児童相談室
- 女性保護 (5)
- 児童手当 (6)
- (7)児童扶養手当
- (8) 子育て世帯支援に係る特別の給付金
- (9) 災害遺児等福祉手当
- (10) ひとり親家庭等医療費助成
- (11) 小児医療費助成
- (12)小児ぜん息患者医療費助成
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行 (13)
- (14) 児童福祉法の施行(他の所管に属するもの を除く。)
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組の あっせんに係る児童の保護等に関する法律の 施行 (他の所管に属するものを除く。)
- (16) 母子生活支援施設 (17) 児童福祉施設(他の所管に属するものを除 く。) の整備
- (18) 母性及び乳幼児の保健
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律の施行
 - (育成医療に係るものに限る。)
- (20) 不妊及び不育
- (21) 出産・子育ての支援(他の所管に属するも のを除く)
- (22) 妊婦支援給付金
- 小児慢性特定疾病審査会 (23)
- (24) 児童相談所との連絡調整
- 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

室長	Tel 0076 (43800)	
事業調整担当課	長	
	Tel 0084 (43801)	
事業調整	Tel 0132 (43811)	
連携推進	Tel 0399 (43821)	
施設整備	Tel 0134 (43831)	
家庭支援担当課	長	
	Tel 2671 (43201)	
母子福祉	Tel 2672 (43411)	
医療費助成	Tel 2695 (43231)	
手当支給	Tel 2674 (43213)	
給付金	Tel 2674 (43213)	
児童福祉担当課	長	
	Tel 1724 (43402)	
児童福祉	Tel 2929 (43422)	
施設指導	Tel 2673 (43421)	
母子保健担当課	長	
	Tel 2658 (43401)	
母子保健	Tel 2450 (43221)	
出産・子育て支援		
	Tel 1312 (43224)	
母子保健DX	Tel 1917 (43225)	

南部児童相談所

[第1類]

電話番号は、P117に掲載

保護係、心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、相談支援第2係、相談支援第3係、相談支援第4係

- (1) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
- (2) 中部児童相談所及び北部児童相談所への援助
- (3) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、 指導及び治療
- (4) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
- (5) 児童の家庭裁判所への送致
- (6) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所 医療費の支給の決定
- (7) 児童の児童福祉施設等への措置
- (8) 里親に関する相談及び援助
- (9) 養子縁組に関する相談及び援助
- (10) 児童の相談及び通告
- (11) 児童の一時保護
- (12) 一時保護施設

総務課

庶務係

- (1) 児童相談所の事務の管理の総括
- (2) 所の維持管理
- (3) 所の措置に伴う費用の徴収

児童相談所

[第2類]

電話番号は、P117に掲載

中部(保護係、心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、相談支援第2係、相談支援第3係、相談支援第4係)

北部(心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、相談支援第2係)

- (1) 所の維持管理
- (2) 所の措置に伴う費用の徴収
- (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
- (4) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、 指導及び治療
- (5) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
- (6) 児童の家庭裁判所への送致
- (7) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所 医療費の支給の決定
- (8) 児童の児童福祉施設等への措置
- (9) 里親に関する相談及び援助
- (10) 養子縁組に関する相談及び援助
- (11) 児童の相談及び通告
- (12) 児童の一時保護
- (13) 一時保護施設(中部に限る。)